

# 公 募 公 告

掲 示 第 1 0 1 号

下記のとおり公告に付する。

## 記

### 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名：神戸税関本関庁舎における飲料式自動販売機及び軽食販売用機器等の設置及び管理運営業務
- (2) 募集者数：1 者

### 2. 設置場所

神戸税関本関庁舎 8 階（兵庫県神戸市中央区新港町 12-1）

### 3. 設置内容

- (1) 飲料式自動販売機 1 台
- (2) 軽食販売用機器等 1 セット（軽食販売用自動販売機の場合 1 台）

### 4. 設置方法及び条件

国有財産法第 18 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により上記 3. の内容のものを設置するものとする。  
設置条件等については、公募参加予定者へ個別に説明する。

### 5. 使用許可期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

### 6. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
- (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)～(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 7. 個別説明の日時、場所及び連絡先（募集要領等の交付等）

- (1) 日 時 令和 5 年 5 月 17 日（水）から令和 5 年 5 月 30 日（火）  
（土、日、祝及び行政機関の休日を除く 8：30～12：15、13：00～17：15）
- (2) 場 所 兵庫県神戸市中央区新港町 12-1 神戸税関本関 8 階 総務部会計課事務室
- (3) 連絡先 神戸税関総務部会計課国有財産係 電話 078-333-3020
- (4) 公募要領等の交付の方法 上記場所で交付する。

### 8. 公募参加申込

- (1) 方 法 公募に参加を希望する者は、個別説明時に配付する応募申込書を持参又は郵送して申込みを行うこと。  
なお、郵送による場合は、書留など受付確認の可能な方法により提出期限必着とする。
- (2) 日 時 令和 5 年 5 月 31 日（水）17 時 15 分まで
- (3) 場 所 上記 7 に同じ
- (4) 連絡先 上記 7 に同じ

### 9. 企画提案書等の提出

令和 5 年 6 月 2 日（金）17 時 15 分までに、上記 7 の連絡先へ持参又は郵送により提出すること。  
郵送による場合は、書留など受付確認の可能な方法により提出期限内必着とする。  
なお、提出された企画提案書等は審査終了後も返却は行わない。

### 10. 企画提案書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の企画提案書等は無効とする。

以上公告する。

令 5 年 5 月 16 日

神戸税関長 米山 徹明